

熊本県公報

第 1 1 0 2 6 号
平成 15 年 9 月 3 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 児童福祉法に基づく事業者の変更の届出……………(身体障害福祉課) 1
 - 熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………(防災消防課) 1
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了……………(建 築 課) 2
 - 道路の位置指定……………(") 2
 - "……………(") 2
 - "……………(") 2
 - "……………(") 2
 - "……………(") 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県立大学あり方検討会議の会議の開催……………(熊本県立大学あり方検討会議) 3
 - 平成 15 年 8 月 22 日熊本県公告第 612 号(大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見)中……………(商工政策課) 3

告 示

熊本県告示第 894 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 20 の規定により、指定居宅支援事業者の変更の届出があった。

平成 15 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市社会福祉協議会児童デイサービス事業所・スマイルキッズ 児童デイサービス	事業所の所在地	玉名市繁根木 147 番地	玉名市岩崎 88 番地 4	平成 15 年 4 月 1 日

熊本県告示第 895 号

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 15 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程(昭和 44 年熊本県告示第 1017 号の 3)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、地方課長、財務課長」を「、財政課長、市町村総室長」に改める。